

## 令和9年度版日進市保健センターガイド広告取扱い業者募集要項

### 1 趣旨

この要項は、「日進市健康課が発行する印刷物における広告掲載事業実施要領」第2条に規定する「令和9年度版日進市保健センターガイド」の広告取扱い業者（以下「広告取扱い業者」という。）の決定について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 概要

#### (1) 業務名

令和9年度版日進市保健センターガイド広告掲載事業（以下「広告掲載事業」という。）

#### (2) 業務の目的

広告掲載事業の実施にあたり、日進市（以下「市」という。）に広告掲載料を納付し、広告主の募集や調整、広告原稿の提出や広告に対する問い合わせの対応等を行う広告取扱い業者を公募することで、本業務を円滑に遂行することを目的とする。

#### (3) 業務内容

日進市有料広告掲載に関する要綱、日進市広告掲載基準、広告掲載事業実施要領及び広告掲載事業仕様書による。

#### (4) 広告掲載料最低申込金額

金34,500円（税抜き）

### 3 応募資格

本業務に応募できる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 令和8年度の日進市における入札参加資格の認定をされている者
- (3) 日進市建設工事等請負業者指名停止取扱要領（平成18年要領第6号）に基づく指名停止又はこれに準ずる措置を受けていない者
- (4) 見積書等の提出日から当該業務の契約締結までの間、「日進市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年12月26日日進市長、日進市教育委員会教育長及び愛知県愛知警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

#### 4 募集内容

##### (1) 募集方法

令和8年7月1日(水)から本要項を市ウェブサイトで公表する。

##### (2) 応募方法

###### ア 応募期間

令和8年7月1日(水)午前9時から

令和8年7月31日(金)午後5時まで(必着)

###### イ 提出書類

見積書(様式1)

見積書には、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額(消費税抜きの金額)を記載すること。

また、様式1に記載された項目が記載されていれば、任意様式でも構わないこととする。見積書の提出は電子データを原則とする。書面で見積書を提出する場合は必ず封印し、表面に見積書在中と記載すること。

##### (3) 提出先

日進市保健センター(健康課)

##### (4) 提出方法

原則メールで提出すること。書面の場合は郵送又は持参にて提出すること。

ア メールの場合は、令和8年7月31日(金)午後5時までに提出すること。

イ 郵送の場合は、令和8年7月31日(金)必着とする。

ウ 持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に持参すること。

##### (5) 本業務の内容に関する質問の受付期間、受付方法及び回答方法

###### ア 受付期間

令和8年7月1日(水)午前9時から

令和8年7月15日(水)午後5時まで

###### イ 受付方法

「7 問合せ先」にあるメールアドレスあてに送付すること。電話による質問は不可とする。

###### ウ 回答方法

令和8年7月23日(木)までに市ウェブサイトにて順次公開する。

#### 5 広告取扱い業者の決定

(1)「3 応募資格」に規定する応募資格の有無を審査し、応募資格を満たした者の中から、広告掲載料最低申込金額以上の金額で、かつ最も高い見積金額を提示した者を広告取扱い事業者とする。同額の場合はくじ引きにて決定する。くじ引きの日時及び会場は次のとおりとする。

###### ア くじ引きの日時

令和8年8月5日(水)午後1時30分から

イ くじ引きの会場

日進市保健センター（健康課）

ウ その他

上記アの時間にイの会場にいない応募者は、くじ引きへの参加を認めない。

- (2) 決定結果通知は、令和8年8月19日（水）までに応募者全員にメールにて通知する。

6 その他

- (1) 「5 広告取扱い事業者の決定」にて広告取扱い業者となった者が、契約までに「3 応募資格」を満たさなくなったときは、契約の締結ができない場合がある。また、契約を締結しない場合は、次に高い見積金額を提示した者を広告取扱い業者とする。
- (2) この応募に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- (3) 応募者から提出された書類等については返却しない。

7 問合せ先

住 所 〒470-0131  
愛知県日進市岩崎町兼場101番地1  
日進市保健センター

担 当 日進市健康こども部健康課

電 話 0561-72-0770

ファックス 0561-74-0244

電子メール kenko@city.nisshin.lg.jp

様式 1

見 積 書

年 月 日

日 進 市 長 様

住 所  
見 積 者  
(名称及び代表者)  
氏 名

下記のとおり見積します。

記

百 万	拾 万	万	千	百	拾	円

ただし、下記業務の広告掲載料申込金額として

1. 業務名  
令和9年度版日進市保健センターガイド広告掲載事業
2. 納入場所または履行場所  
保健センター

- (注)
1. 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。
  2. 訂正または抹消した箇所には押印すること。
  3. 金額の数字は算用数字を用い頭に『金』を記入のこと。